

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人(8法人)及び財政的援助を与えている公益社団法人(2法人)の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

II-2. 公益財団法人千葉市文化振興財団及び文化振興課に係る外部監査の結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>4. マネジメント及びガバナンスの仕組みの構築状況等について</p> <p>副理事長の職務代行について【文化振興財団／文化振興課】（報告書 P80）</p> <p>文化振興財団の副理事長は男女共同参画センター館長を兼務している。</p> <p>定款によれば、副理事長及び常務理事は、ともに理事長を補佐し、理事長が欠けたとき等は副理事長がその業務執行に係る職務を代行することとされており、副理事長による理事長の職務代行は常務理事に優先する。他方、組織規程によれば、事務局長は理事長の命を受けることとなっており、男女共同参画センター館長は事務局長の命を受けることとなっている。</p> <p>これらの規程により、理事長が欠けたとき等において、副理事長が理事長の職務を代行して事務局長に指揮命令を行いながら、同一人物が男女共同参画センター館長として事務局長の命を受けなければならないという矛盾を有している。このような財団機関及び組織設置のあり方は、業務執行に係る責任の所在を曖昧にするものであり、速やかに解消されたい。</p>	<p>男女共同参画センター館長については、平成30年4月1日から館長職として職員を新たに配置し、副理事長職との兼務を解消した。</p>